

○環境省令第三十三号

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十八号）第三条第一項、第十四条の三第一項及び第二十七条の規定に基づき、水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年九月十八日

環境大臣 望月 義夫

水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令

（水質汚濁防止法施行規則の一部改正）

第一条 水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総 理 府令第二号）の一部を次のように改正する。  
通商産業省

別表第二のトリクロロエチレンの項中「〇・〇三ミリグラム」を「〇・〇一ミリグラム」に改める。

（排水基準を定める省令の一部改正）

第二条 排水基準を定める省令（昭和四十六年総理府令第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一のトリクロロエチレンの項中「〇・三ミリグラム」を「〇・一ミリグラム」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十七年十月二十一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に設置されている水質汚濁防止法（以下「法」という。）第二条第二項の特定施設（設置の工事がなされている施設を含む。）を設置する工場又は事業場から法第二条第一項に規定する公共用水域に排出される水のトリクロロエチレンについての排水基準（法第三条第一項に規定する排水基準をいう。）は、この省令の施行の日から六月間（当該施設が水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第三に掲げる施設である場合にあつては、一年間）は、この省令による改正後の排水基準を定める省令第一条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行前にした行為及び前条においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの省令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。